

機能強化計画の要約

1. 基本方針

デフレ不況の長期化など厳しい状況にある当地経済の現状を踏まえると、「地域の中小企業への金融の円滑化、地域経済の活性化のために質が高くアクセスが容易なリレーションシップバンキングが果たす役割は大きい」との基本認識に立ち、今回の集中改善期間、次のとおりその機能強化に前向きに取り組むものとする。

「Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み」については、現在の取組みを加速、強化するものとし、基本的には借り手中小企業のニーズに応じ、円滑な資金供給や経営指導機能、ビジネス・マッチング機能など問題解決型サービスの提供が行えるよう、ライフステージ毎に①創業企業に対する創業支援の強化、②成長期、安定期企業に対する円滑な資金供給、経営相談等の実施、③早期事業再生に向けた積極的取組みを柱として取り組んでいく。

「Ⅱ. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み」については、基本的には現在の第6次中期経営計画に基づく取組み、とりわけ3つの重点目標、収益力の強化、営業力の強化、人材育成強化を更に推進すると共に、①収益管理体制の改善・強化、②資産ポートフォリオの再構築、③地域集中リスクへの対応、④各種業務提携による基盤強化にも配慮して取り組んでいく。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項 目	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
		15年度	16年度	
Ⅰ. 中小企業金融の再生に向けた取組み				
1. 創業・新事業支援機能等の強化				
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	・審査陣容の強化 ・業種別審査役を新たに任命、また審査役の専門知識を高め審査能力の向上を図る。	・審査部員を増員 ・決裁権限の規定改訂 ・行外研修の充実	・地銀協等外部研修の強化	・審査部の陣容強化 ・業種別審査役を配置（①建設、不動産、②製造業、③ノンバンク、流通業、④医療、サービス業の4つを分別担当、二次審査） ・経験豊富な上席業務役への決裁権限付与で専門的審査力向上 ・業種審査等に必要ない行外研修充実
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	地銀協や大手行等への行外研修派遣を積極的に行うことで人材の育成を図る。	・行外目利き研修に派遣 ・新任支店長を地銀協研修へ派遣 ・中小企業診断士通学講座に派遣 ・地銀協目利き通信講座を受講	・行外目利き研修に派遣 ・新任支店長全員を行外研修へ派遣 ・営業店役員研修会を3回実施 ・地銀協目利き通信講座を受講	・地銀協及び大手行の目利き研修へ本部担当者を派遣 ・中小企業診断士取得用の通学講座へ本部担当者を派遣 ・地銀協の新任支店長講座へ新任支店長全員を派遣 ・行外研修受講者が営業店役員研修会を3回実施 ・地銀協の目利き通信講座を一般行員に受講
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	新たな提携先の拡大強化を図るとともに、「産業クラスターサポート会議」へ積極的に参加する。	・提携先やサービス機能などを営業店へ周知徹底 ・産業クラスターサポート会議への参加	・提携先やサービス機能などを営業店へ周知徹底 ・案件を本部に集中し、提携先へ取次ぐ	・富山大学地域共同センターや社団法人発明協会の積極的利用 ・富山県知的所有権センターとの連携 ・富山県工業技術センターの有効活用 ・日本政策投資銀行との連携積極化(同行主催「富山地域金融協議会」(仮称)の活用) ・産業クラスターサポート会議へ積極的に参加し、連携を強化
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	政府系金融機関との連携を強化し、セミナーの開催や協調融資を行う。	・政府系金融機関より講師を招き、行内研修会を実施 ・中小企業金融公庫と連携し、業種別セミナーを開催	・政府系金融機関より講師を招き、行内研修会を実施 ・中小企業金融公庫と連携し、業種別セミナーを開催	・富山県新世紀産業機構や中小企業支援センターとの連携強化 ・政府系金融機関との連携支援強化 ・中小企業金融公庫、中小企業支援センターとの連携で業種別セミナーを開催し、情報の共有化と共同支援を実施
(5) 中小企業支援センターの活用	中小企業支援センターを介し、専門家を取引先企業へ派遣するとともに、個別相談会を継続的に実施する。	・個別相談会を実施 ・提携セミナーを開催	・個別相談会を実施 ・提携セミナー、研修会を開催	・中小企業支援センター、商工会議所等へ講師の派遣を依頼し、個別相談会(「経営なんでも相談会」)を実施 ・中小企業支援センターの機能を生かしたセミナー、研修会を実施 ・中小企業支援センターを、個別案件のアドバイザーとしても活用
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化				

(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	TBCのサービス内容を広くPRし利用促進を図るとともに、各業界諸団体やコンサルティング会社との提携により、コンサルティング機能、情報提供機能の強化を図る。	・ビジネス・マッチング情報提供 ・TBC会員増加キャンペーンの実施 ・経営情報セミナー、研修会を開催 ・商談会の出張支援 ・行内LANの検討	・ビジネス・マッチング情報提供 ・TBC会員増加キャンペーンの実施 ・経営情報セミナー、研修会を開催 ・商談会の出張支援 ・行内LANの稼働	・TBCの事業マッチング機能を活用し、ニーズカプセル掲載企業数を増加 ・TBCの会員獲得運動を実施し、有効性のPRをするとともに会員数を増加 ・各業界諸団体の事業内容をTBC会員へPR ・経営情報セミナーを実施 ・全国規模商談会への出展支援を実施 ・行内LANを活用した不動産情報や企業情報の掲載
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	審査態勢の強化(審査部の増員)を図るとともに、審査部が主体となって、支援対象企業の選定や営業店指導を実施する。また改善実績の公表を実施する。	・集中支援先を抽出し、支援を開始 ・外部機関との連携強化 ・改善実績の公表開始	・集中支援先の支援を継続、一部見直し ・経営改善支援内容の充実 ・改善実績の公表継続	・支援対象見込み先を新たに抽出し直し、集中的に支援 ・富山県中小企業再生支援協議会、中小企業支援センター、高岡地域中小企業支援協議会との連携を強化 ・外部コンサルタントへの紹介を積極化 ・改善実績を公表
(4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	あらゆる行外研修の機会を捉え、本部担当者に止まらず営業店の管理職、役席も派遣し、法人融資強化のため高度な財務分析力、企業分析力等中小企業支援スキルの向上を図る。	・行外研修に派遣 ・新任支店長を行外研修へ派遣 ・中小企業診断士通学講座に派遣 ・行内研修を3回実施 ・審査部トレーニーを実施	・行外研修に派遣 ・新任支店長全員を行外研修へ派遣 ・行内研修を3回実施 ・審査部トレーニーを実施	・地銀協及び大手行の研修へ本部担当者を派遣 ・中小企業診断士取得用の通学講座へ本部担当者を派遣 ・地銀協の研修へ新任支店長全員を派遣 ・外部講師による行内研修会を6回実施 ・審査部トレーニーを実施
(5)「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	業界諸団体やTBC会員を対象に各種セミナー・研修会を実施する外、取引先からの人材派遣要請には積極的に対応していく。	・人材育成セミナーを2回実施 ・人材派遣要請への積極的対応	・人材育成セミナーを2回実施 ・人材派遣要請への積極的対応	・TBCの活用や経営コンサルタントとの提携による人材育成セミナーを4回実施 ・人材派遣ニーズの掘り起こしを含め要請に対し前向きに対応
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み				
(1)中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	ガイドラインの趣旨を踏まえ前向きに取組んでいくものとする。	・他行事例を研究 ・支援見込み先の選定、検討 ・行外研修に派遣	・具体的取組みの実施 ・行外研修に派遣	・他行事例の研究 ・支援見込み先の選定、検討 ・地銀協の研修へ派遣
(2)地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	再生ファンドへの出資や案件発掘について前向きに取組んでいくものとする。	・富山県主導の再生ファンドへ参画 ・独自のファンド設立を検討	・富山県主導の再生ファンドへの出資 ・独自ファンドの設立可否の決定	・富山県主導の再生ファンド(「中小企業等事業有限責任組合」)への出資 ・当行独自のファンド設立の是非を検討
(3)デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	政府系金融機関との連携を強化し、前向きに取組んでいく。	・個社別再生へモニタリング開始 ・政府系金融機関との連携強化	・個社別再生へモニタリング継続 ・政府系金融機関との連携強化	・個社別再生へモニタリングを通じ、融資、出資を検討 ・日本政策投資銀行等政府系金融機関との連携強化
(4)「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	案件発生に備え、活用方法の研究を継続する。	・活用方法の研究を開始	・活用方法の研究を継続 ・具体的案件あり次第RCCへ持ち込み	・活用方法の研究を継続 ・具体的案件の持込
(5)産業再生機構の活用	他行メイン先も含め、活用を前向きに検討する。	・行内研修会を実施 ・再生対象のモニタリングを継続	・再生対象のモニタリングの継続と持込対象の検討	・利用に備え行内研修会を実施 ・再生対象のモニタリング実施と産業再生機構への申込みの検討
(6)中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	同協議会機能の活用を図るとともに、外部コンサルタントの協力を得て前向きに取組んでいく。	・外部アドバイザーとの契約締結 ・再生対象のモニタリングを開始、活用検討	・再生対象のモニタリングを継続、活用検討	・協議会活用に向け本部営業店の研修会実施 ・外部専門家との再生アドバイザー契約を締結 ・再生対象先のモニタリングを継続、具体的活用検討、実施

(7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	新設される行外研修・通信講座を活用し、積極的に研修を行っていく。	・行外研修に派遣 ・行外通信講座を受講	・行外研修に派遣	・地銀協の研修へ本部担当者を派遣 ・地銀協の通信講座で本部担当者を研修
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化				
(1)担保・保証へ過度に依存しない融資の促進等。第三者保証の利用のあり方	キャッシュフロー重視の審査体制の確立等で、担保・保証に過度に依存しない融資態勢を構築する。	・キャッシュフロー重視の融資態勢の確立 ・第三者保証人取り受けの見直し ・無担保無保証スモールローンの発売 ・信用保証協会等の利用促進	・キャッシュフロー重視の融資態勢の確立 ・第三者保証人取り受けの見直し ・信用保証協会等の利用促進	・キャッシュフロー重視の融資態勢の構築 ・第三者保証人取り受けの見直し ・無担保無保証人スモールローンの発売(とやまビジネスquickローンⅠ) ・信用保証協会の利用促進 ・シンジケートローンの組成促進
(3)証券化等の取組み	資金調達多様化に応じられる体制整備を図っていく。	・CLOへの協力体制の整備を開始	・CLOへの協力体制の整備完了	・売掛債権担保融資に引き続き取組むほか、CLO取扱い金融機関として協力できる体制の整備を図る。
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	高精度企業向け専用ローンを新設発売する。	・高精度企業向け専用ローンを発売	・専用ローン以外のプログラムの検討	・高精度企業向け専用ローン(「とやまTKC経営者ローン」〈仮称〉)を発売予定、行内商品説明会の開催 ・その他専用ローン以外のプログラムの検討
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	ローンポートフォリオシステム等の導入により、与信管理プロセスの高度化を図る。	・ローンポートフォリオシステム導入の検討 ・無担保特別推薦保証の取扱い開始検討	・ローンポートフォリオシステムを導入し、利用を高度化 ・自動審査システムの開発 ・行内格付システムとリンクした専用ローンの発売検討	・ローンポートフォリオシステムの導入並びにその利用高度化 ・自動審査システムを利用したミドルリスクミドルターンのローンの発売検討 ・行内格付システムとリンクした専用ローン(「とやまビジネスquickローンⅡ」)の発売検討
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化				
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	説明態勢の行内規定の策定、契約者交付書類の見直し等、体制の整備を行う。	・事務ガイドラインの趣旨徹底 ・説明態勢等の内部規定の策定 ・チェックリストの策定 ・保証意思確認書の改訂	・約束手改訂作業の実施	・事務ガイドラインの趣旨徹底 ・説明態勢の内部規定策定 ・事務取扱要領の改訂 ・チェックリストの策定 ・保証意思確認書の改訂
(3)相談・苦情処理体制の強化	地域金融円滑化会議等との連携も強化しながら、体制の充実に繋げていく。	・地域金融円滑化会議等との連携強化 ・融資相談担当者を増員 ・行内研修会を2回実施	・行内研修会を2回実施	・地域金融円滑化会議・銀行よろず相談所との連携強化し、お客様相談窓口の機能強化 ・融資相談担当者を増員 ・行内研修会を4回実施
6. 進捗状況の公表				
	定期的、継続的に公表を行う。	・進捗状況の公表開始 ・ホームページに掲載開始	・進捗状況の公表継続 ・ホームページに掲載継続	・決算発表時(5月、11月)に進捗状況を公表 ・公表内容をホームページに掲載
II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み				
1. 資産査定、信用リスク管理の強化				

(1)①適切な自己査定及び償却・引当	DCF法の検討等を含め、より適正に行えるよう改善に努める。	・行内研修会を4回実施 ・破綻懸念先の引当手法見直しを検討 ・サービスの利用促進	・行内研修会を2回実施 ・要管理先の引当手法見直しを検討 ・DCF法の適用を検討	・自己査定、信用リスク管理能力向上行内研修会を継続実施(6回予定) ・破綻懸念先の引当手法見直しを検討 ・サービスの利用促進 ・要管理先の引当手法見直しを検討 ・DCF法の適用を検討
(1)②担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	不動産鑑定評価の利用拡大、処分実績から見た掛目減額の検討等、評価精度の高度化を図っていく。	・担保実査写真添付の制度化 ・簡易鑑定評価方法の見直しを実施	・担保実査写真添付の範囲拡大 ・簡易鑑定評価方法の見直しを継続	・担保実査写真添付の制度化 ・簡易鑑定評価方法の見直しを実施 ・処分実例に基づく掛目の見直し検討
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上				
(2)信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	信用リスク計量化の改善を図り、信用リスク管理、適正金利の設定等収益管理態勢の整備を図っていく。	・地銀協の対応計画へ積極参加 ・ローンポートフォリオシステムの導入検討 ・スコアリングモデルの導入検討 ・大手行とのアドバイザリー契約の締結検討	・ローンポートフォリオシステムの導入 ・スコアリングモデル導入の可否決定 ・格付遷移把握システムの構築	・地銀協の信用リスク計量化システム高度化計画へ積極参加 ・ローンポートフォリオシステムの導入 ・大手行とのアドバイザリー契約の締結検討 ・スコアリングモデルの導入検討 ・格付遷移把握システムの構築
3. ガバナンスの強化				
(1) 株式公開銀行と同様の開示(タイムリーディスクロージャーを含む)のための体制整備等	該当せず	該当せず	該当せず	該当せず
4. 地域貢献に関する情報開示等				
(1)地域貢献に関する情報開示	開示機会を増やし、体系的に、広範に情報開示を行うこととする。	・IR説明会を2回実施 ・決算発表時に地域貢献情報開示を開始 ・ディスクロージャー誌等の内容充実 ・ホームページへの掲載を開始	・決算発表時の地域貢献情報開示を継続 ・ホームページへの掲載を継続	・IR説明会を地元で2回実施 ・決算発表時に地域貢献情報開示を実施 ・ディスクロージャー誌等の内容充実 ・ホームページへの掲載を実施